

平成21年4月1日

企業会計基準委員会 御中

社団法人日本年金数理人会
社団法人日本アクチュアリー会

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対するコメント

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成21年1月22日に公表された標記の論点の整理に対しまして、下記のとおりコメントを提出いたします。

敬具

記

1. 総論

- ① IASB が公表した DP に対して当会からは、「退職後給付会計を見直すにあたっては、全体的な整合性に配慮し、その中心となる退職後給付債務の会計上の意義とそれに基づく評価方法について十分に検討すべきである。このような議論をしないままに、給付建約定の会計処理を即時認識に変更することや、新たに拠出ベース約定という区分を設け、その債務評価や会計処理を現在の方法から変更することは、財務報告の利用者に誤解を与える可能性が高い。」とコメントを提出している。貴会における論点の整理に対しても当会としてはこれと同様の考えに基づいてコメントを提出する。
- ② 現行の IAS19 が、我が国の退職給付制度の特徴（例えば受給権付与の仕組み等）を想定していない可能性がある。したがって、貴会を中心とした我が国における検討結果に応じて、IAS19 の改善に貢献できる場合があると考えられる。
- ③ 近時の金融市場の危機に鑑みて、早急に結論をまとめる必要があると考えられる論点がある。

2. 各論点に対するコメント

【論点 1】 退職給付債務及び勤務費用の会計処理

[論点 1-1] 予測単位積増方式による測定方法等の見直し

本件は、退職給付会計の根幹となる退職給付債務の意義や具体的な計算方法に関する論点であり、十分に議論を深めることが重要である。

IASB は、第2フェーズで IAS19 の包括的な見直しを掲げており、その中でも、本件は根幹となるテーマである。本件の議論を貴会を中心として我が国で深めることは、IAS19 の包括的な見直しへの貢献にもつながるものと考えられる。

[論点 1-2] 退職給付債務及び勤務費用の測定方法

本件は、論点 7 や論点 8 とも関連する重要な論点である。

現在の IAS19 の測定方法を我が国の基準として採用するとすれば、日本基準にはなかった問題を取り込むことになりかねない点に注意を払う必要がある。

IAS19 の測定方法の問題点は、IASB が公表した DP の中で、例えば、キャッシュ・バランス・プランの評価方法等に関して述べられているところである。これ以外にも、例えば定年給付のみを退職金制度から企業年金制度に移行している場合等、我が国の給付設計に IAS19 を適用することで問題が生じないかどうか十分な検討が必要である。

【論点 2】 年金資産及び期待運用収益の会計処理

[論点 2-1] 期待運用収益の取扱い

IASB が公表した DP の中で期待運用収益を廃止する案が示されているが、最終的な結論は流動的である。期待運用収益が廃止される場合であっても、それが適用されるまでの間、期待運用収益率は長期間に対しての運用収益率として設定するものであることを明示することは有益である。

[論点 2-2] 退職給付信託の取扱い

退職給付信託に関して様々な意見が生じる原因は、我が国の会計基準に年金資産に関する十分な概念や要件規定がないこと、また、退職給付会計・実務指針では年金資産の要件を定めているものの、退職給付信託については年金資産に該当するかどうかの要件を別途、個別具体的に定めていることなどの規定構成上の難点にあるのではないかと考える。

また、例えば、売買・換金の制約性に関して言えば、通常の企業年金の資産にもヘッ

ジファンドやプライベートエクイティのように上場株式に比較すると換金性が相当制約されているものもあるので、必ずしも論点整理で記載されている疑問点が真に問題であるかどうか明らかではない。

【論点 3】 貸借対照表で計上する退職給付に係る負債

【論点 3-2】 制度の積立状況の貸借対照表上での計上

IASB が公表した DP では、制度の積立状況を貸借対照表に全額計上することが予備的見解として示された。それに対して当会からは、「退職後給付債務の会計上の意義とそれに基づく評価方法を明確にしなければ、会計処理の是非は判断できない。その結論を得ないまま、即時認識への会計処理の変更の是非を判断することは困難である。」という旨のコメントを提出している。すなわち、論点 1 を優先する必要があると考える。

【論点 4】 数理計算上の差異と過去勤務債務の会計処理

【論点 4-1】 数理計算上の差異の会計処理

論点 3 と同様に、IASB が公表した DP に対して、「仮に即時認識を実施する場合でも、第一フェーズにおける変更は貸借対照表上での即時認識に留め、費用の取扱いについては現行 IAS19 を変更せず、第二フェーズにおいて改めて検討することが望ましい。」とコメントし、その理由として、「前述のとおり、即時認識への変更を実施するにあたっては、給付建約定の債務評価のあり方と会計上の意義について検討する必要がある。しかし、仮に即時認識への変更を優先する場合には、貸借対照表上の即時認識を先行し、費用の取扱いについては第二フェーズで改めて検討するというスケジュールが現実的である。」と挙げている。本論点に関してもこれと同様に考える。

【論点 4-2】 重要性基準と回廊アプローチ

IASB が公表した DP の中で回廊アプローチを含む遅延認識を廃止する案が示されているが、最終的な結論は流動的である。

日本基準における割引率に関する重要性基準については、指摘されているように、期末の割引率に基づいて計算した退職給付債務と異なる金額での認識を認めることになるという問題がある。しかし、かかる重要性基準が回廊アプローチとの比較で導入されたことに鑑みれば、回廊アプローチの導入を行うことなく重要性基準を廃止することは適当ではない。

【論点 4-3】 過去勤務債務の会計処理

現行の IAS19 では、給付が権利確定 (vested) するまでの平均期間にわたり定額法によって費用認識することとされている。しかし、我が国では権利付与の形態が異なるため、IAS19 の規定を我が国に直接あてはめることはできず、規定内容の解釈が必要である。

我が国の退職給付制度では、一般に退職時または支給開始時に受給権が確定する。仮にこれを給付の権利確定 (vested) に相当すると考えれば、退職時に受給権が確定する制度の場合には、日本基準と IAS19 は、ほぼ同様の処理になると考えられる。一方、年金の支給開始時に受給権が確定する制度の場合には、日本基準の方が相当短い期間で償却することになる。

しかしながら、IAS19 の規定内容をこのように解釈することは、IAS19 が想定していることに必ずしも沿っていない可能性がある。そうであるとすれば、IAS19 が我が国の制度のような権利付与の形態を想定していないことが原因であると考えられる。

これらの観点も含めて検討されるべきであり、貴会を中心とした我が国での検討結果に応じて、IAS19 の改善に貢献できる可能性も考えられる。

【論点 5】 損益計算書における退職給付費用に係る表示

論点の整理に書かれているとおり、例えば、期待運用収益や利息費用等を営業損益に含めれば、営業損益が歪められてしまうこと等が考えられる。一方、退職給付費用を単一の科目で表示することを義務付ける積極的な理由は見当たらない。よって、退職給付費用の分解表示を認めるべきである。

【論点 6】 退職給付（給付建制度）に係る開示

利用者に対し有用性がある内容についての開示の充実は行うべきであるとする。ただし、過大な負担がかからないような配慮も重要である。

【論点 7】 清算と縮小の会計処理と表示

退職給付債務の評価方法と強い関連があるため、我が国の基準と IAS19 の違いが大きい縮小について、論点 1 - 2 と併せて検討を行うべきである。

【論点 8】 キャッシュバランスプランの会計処理と表示

現在の日本基準における退職給付債務の評価方法、および、我が国のキャッシュバランスプランの給付設計に関する規制のために、IASB の DP が掲げているキャッシュバランスプランに関する問題は我が国では少ない。論点 1 の議論の中で検討することが適当である。

【論点9】 複数事業主制度の会計処理と開示

日本基準では、年金資産を合理的に分割できない場合であっても、これを分割できるとみなして子会社の個別財務諸表で退職給付会計を適用することとされている。このため、子会社の個別財務諸表では、キャッシュフローと退職給付費用が永久に整合しないことになっている。IAS19の会計処理の方が合理性が高いと考えられる。

【その他】

厚生年金基金の代行部分の取扱い

平成18年10月27日に貴会から公表された「実務対応報告第22号 厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」では、厚生年金基金の代行部分に関する会計処理について、論点の存在は確認しつつも、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すことにとどまった。

今回、本論点整理の第9項では、これまで貴会が公表した会計基準や実務対応報告の中で検討を見送った項目のうち主なものについても論点として示しているとされている。厚生年金基金の代行部分に関する会計処理については、現在その経済実態を反映したものとされていないことから、この際、主要な論点として検討を行うべきである。

合理的な近似の明記

平成20年7月31日に貴会から公表された「企業会計基準第19号「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」では、退職給付債務の計算において割引率に関する合理的な補正方法を利用できることが示されている。その他にもIAS19に記載があるような合理的な近似に関する一般的な規定を明記すべきである。

近時の金融市場の危機

近時は金融市場の危機から年金資産の時価が大きく減少する可能性が高い。このため、これに関連する論点4-2及び論点5に関しては早急に結論をまとめるべきである。

以 上